

精神保健福祉の制度・精神保健福祉論Ⅲ			科目コード	CT4152 CT4135
単位数	履修方法	配当年次	担当教員	
2	R or SR (講義)	3年以上	菅原 好秀	



2012年度以降入学者→「精神保健福祉の制度」(科目コード CT4152)

2011年度以前入学者→「精神保健福祉論Ⅲ」(科目コード CT4135)

(注) 本科目のスクーリングは2012年度以降の「更生保護制度論」と内容が一部重複する箇所があります。

科目の概要

■科目の内容

「精神保健福祉法と社会保障制度」「更生保護制度と医療観察制度」を中心に学びます。特に、制度として精神障害者の支援に関連する制度、更生保護制度における関係機関や団体との連携、医療観察法の概要と精神保健福祉士の役割について、現状を踏まえて理解することを目標とします。

■到達目標

- 1) 精神保健福祉の制度概要について説明することができる。
- 2) 精神保健福祉の視点から、医療観察制度の制度趣旨と問題点について説明することができる。
- 3) 精神保健福祉法の各入院制度の活用法を説明できる。
- 4) 障害者の人権について理解して説明することができる。

■教科書（1）は「福祉法学」と共通、2）は「精神保健福祉のサービス」「精神障害者の生活支援システム」「精神保健福祉論Ⅱ」と共通

- 1) 渡辺信英著『更生保護制度』南窓社、2011年
- 2) 精神保健福祉士養成セミナー編集委員会編『精神保健福祉士養成セミナー6（第6版）精神保健福祉の制度・サービスと生活支援システム』へるす出版、2017年（改訂新版でも可）

※教科書2）について2012年7月～2016年12月までの「精神保健福祉のサービス」「精神保健福祉論Ⅱ」履修登録者には上記教科書の改訂前の初版が配本されています。または日本精神保健福祉士養成校協会編『新・精神保健福祉士養成講座4 精神保健福祉論』中央法規、2011年が2012年6月以前の「精神保健福祉論Ⅰ」履修登録者に配本されています。

（最近の教科書変更時期）2014年4月

※「福祉法学」「精神保健福祉のサービス」「精神保健福祉論Ⅱ」で配本のため、この科目での教科書配本はありません。

※1)の教科書の配本を受けていない方は、『試験・スクーリング情報ブック』巻末用紙の「教科書特例配本希望届（無料）」をご利用いただき、郵送またはFAX（または同様の内容を記載して ugr@tfu-mail.tfu.ac.jp へてにメール）でお申込みください。

(スクーリング時の教科書) 上記教科書を使用します。

■「卒業までに身につけてほしい力」との関連

とくに「専門的知識」「他者への関心と理解」「社会への関心と理解」「ICT活用力」「問題解決力」「社会貢献力」を身につけてほしい。

■科目評価基準

レポート評価30%+スクーリング評価 or 科目修了試験70%

■参考文献

- 1) 社会福祉士養成講座編集委員会『新・社会福祉士養成講座20 更生保護制度(第3版)』中央法規出版、2014年
- 2) 清水義徳・若穂井透編『更生保護(第2版)』ミネルヴァ書房、2014年

スクーリング

■スクーリングで学んでほしいこと

精神障害者は、あらゆる機会において差別対象とされ、偏見の犠牲になる可能性が高い。そのため、福祉の共通課題である人権の擁護あるいは保護が精神障害者福祉の課題といえます。

本講義では、精神障害者にとって、今日よりよく生きるために求められているのは何であり、そこにどのような法的問題が存在し、それに伴う権利擁護の問題の現状を明らかにし、これらの状況に対応するための権利擁護システム、特に更生保護の視点を踏まえた精神保健福祉に関する法的視点について学んでいきます。また、精神障害者に関して問題となった事例につき、判例の見解を踏まえて具体的な問題点を学んでいきます。

■講義内容

回数	テーマ	内容
1	精神保健福祉法の意義と内容	精神保健福祉法の意義と入院形態について
2	更生保護制度の概要と精神障害者福祉との関係	社会処遇と精神障害者の犯罪について
3	更生保護制度における関係機関や団体との連携	保護観察、BBS会、更生保護女性会、協力雇用主について
4	医療観察制度の概要	医療観察制度の手続きについて
5	医療観察制度の現状と課題	医療観察制度の現実的な問題点について
6	精神障害者の現状	精神障害者の生活実態について
7	精神障害者の今後の課題	精神障害者の生活支援システムについて
8	まとめ	
9	スクーリング試験	

※オンデマンド・スクーリングでは、上記の講義内容と異なる場合があります。

■講義の進め方

板書を中心に、教科書も用いながら進めます。しっかりと講義を聴き、ノートをとるようにしてください。

■スクーリング 評価基準

授業への参加状況（20％）とスクーリング試験（80％）で評価する。スクーリング試験は持込可とする。

■スクーリング事前学習（学習時間の目安：5～10時間）

事前に教科書を読んでわからないところとわかるところをある程度、分類把握し、できれば渡辺信英著『更生保護制度（付）社会福祉士・精神保健福祉士の法学問題とその対策』（南窓社）などで、社会福祉士・精神保健福祉士の国家試験問題の法学の問題をチェックしておいてください。

■履修登録条件

2012年度以降入学者→この科目は「福祉法学」「精神保健福祉のサービス」をすでに履修登録済みか、同時に履修登録をする方のみが履修登録できます。

2011年度以前入学者→この科目は「福祉法学」「精神保健福祉論Ⅱ」をすでに履修登録済みか、同時に履修登録をする方のみが履修登録できます。

レポート学習

■在宅学習15のポイント

回数	テーマ	学習内容	学びのポイント
1	精神保健福祉法の意義と内容	精神保健福祉法の意義と内容について学びます。	精神障害者をめぐる法律の歴史の変遷、精神保健福祉法の内容について説明できることが重要です。
2	精神保健福祉法における精神保健福祉士の役割	精神保健福祉法における精神保健福祉士の意義について学びます。	精神保健福祉士の意義と役割について説明できることが重要です。
3	精神保健福祉法の入院形態	精神保健福祉法の入院形態について学びます。	任意入院、医療保護入院、応急入院、措置入院、緊急措置入院について説明できることが重要です。
4	障害者総合支援法	障害者総合支援法の制度概要について学びます。	障害者総合支援法の制度趣旨、目的、内容について説明できることが重要です。
5	障害者総合支援法の現状と課題	障害者総合支援法の現状と課題について学びます。	障害者総合支援法の現状と課題をふまえて今後求められる対応策について説明できることが重要です。
6	精神保健福祉の関する行政組織	精神保健福祉に関する行政組織について学びます。	保健福祉行政の特徴について理解することが重要です。

回数	テーマ	学習内容	学びのポイント
7	精神保健福祉と更生保護制度	精神保健福祉と更生保護制度の関係性について学びます。	更生保護制度を精神保健福祉の視点から説明できることが重要です。
8	医療観察制度と更生保護制度	医療観察制度と更生保護制度の関係性について学びます。	医療観察制度創設の経緯と背景、概要、目的について説明できることが重要です。
9	医療観察制度の現状と課題	医療観察制度の現状と課題について学びます。	医療観察制度の現状と課題をふまえて今後求められる対応策について説明できることが重要です。
10	介護保険制度	介護保険制度について学びます。	介護保険制度の概要、介護保険給付の概要について説明できることが重要です。
11	精神障害者の生活実態	精神障害者の生活実態について学びます。	精神障害者の生活実態を現実的視点から説明できることが重要です。
12	精神障害者の居住支援	精神障害者の居住支援について学びます。	精神障害者の住居、居住形態、課題について説明できることが重要です。
13	精神障害者と雇用・就労	精神障害者と雇用・就労について学びます。	精神障害者の一般雇用制度、労働保険制度、福祉的就労について説明できることが重要です。
14	精神障害者の生活支援システム	精神障害者の生活支援システムについて学びます。	精神障害者の生活支援の基本的考え方、生活支援システムの制度について説明できることが重要です。
15	社会調査の意義・目的	社会調査を活用した実践活用の例について学びます。	社会調査の方法と活用、ICTの活用方法について説明できることが重要です。

■レポート課題

1 単位め	精神保健福祉の視点から更生保護制度の概要を論じてください。
2 単位め	精神保健福祉の視点から医療観察制度の概要を論じてください。 ※スクーリング受講者専用「別レポート」対象課題・web 解答可

※提出されたレポートは添削指導を行い返却します。

■アドバイス

1 単位め
アドバイス

更生保護制度の保護観察、仮釈放、更生緊急保護、被害者等が関与する制度を中心に精神障害者に関する事例を挙げて言及してください。また、覚せい剤事犯者、ギャンブル依存症の対策について精神保健福祉の視点から具体的に言及してください。

2 単位め
アドバイス

医療観察制度の目的、背景、社会復帰調整官の役割、精神保健福祉法との関係を中心に精神保健福祉の観点から言及してください。

科目修了試験

■評価基準

当該科目の内容理解がなされているかが重要であり、論述の分量（1問あたり400～800字程度）も評価対象となる。また、法の制度趣旨、意義を述べた上で、現実との関連から自分なりの視点から述べられていることも評価の対象となる。